

議員提出第9号議案

足立区特別区税条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年9月25日

提出者

足立区議会議員	大島芳江
同	鈴木けんいち
同	ぬかが和子
同	針谷みきお
同	伊藤和彦
同	橋本ミチ子
同	さとう純子
同	浅子けい子

足立区議会議長 加藤和明 様

(提案理由)

区民生活の実態から見て、低額の所得で生活が困難と認められる区民の生活を支援するため、特別区民税の減免制度の拡充を図る必要があるので、本案を提出する。

## 足立区特別区税条例の一部を改正する条例

足立区特別区税条例（昭和39年足立区条例第59号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項第2号を次のように改める。

- （2） 当該年において所得が著しく減少した者または前年中の所得が規則で定める金額以下の少額所得者で、生活が著しく困難と認められる者

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。